

地域資源の共有財化を通じた共助のしくみ —島根県海士町におけるコモン再生の事例—

堅田 知佐*

要旨

本研究の目的は、島根県海士町における事例をもとに過疎地域における地域資源の共有財化による「共助のしくみ」の構成要素を抽出することである。

そのために、過疎地域に指定された離島である海士町を調査対象に選定し、ヒアリング調査及び既存資料を用いた調査を実施した。その結果、地域資源の共有財化を通して構築される「共助のしくみ」には、住民主体の政策、コモンズ推進主体者への利益の還元、民主的な話し合いの場、地元への帰属意識、自身の誇りが形成されること、目的意識の共有化が構成要素として抽出された。

キーワード：コモンズ、過疎地域、共助のしくみ、地域資源、共有財化

(理論)

I. 研究概要

1. 研究の背景

(1) 過疎地域における地域資源¹⁾

過疎地域は、これまで経済のグローバル化と新自由主義のもと、その時代の社会経済状況に大きな影響を受けてきた。過疎法ⁱⁱ⁾などの国の対策とは裏腹に人口減少や高齢化はますます進行しているのが現状である。2022年現在、国土の約36.1%に人口約90.8%（「過疎地域データバンク」、2022年4月1日現在）が集住している。

さらに、生産年齢人口の流出と高齢化率の上昇、経済の衰退など、それらは複雑に絡み合いながらさらなる人口流出をまねくという悪循環が繰り返されている。自然資源豊かな場所は、海外を含めた地域外の大企業によって誘致として活用されることで、地元労働者の受け皿としての機能も持ち、過疎市町村の基幹産業として成り立ってきた。現在でも多くの過疎市町村には広大な土地を安価に提供することによって、相互利益を得ているところが多い。一方で資本主義経済は、より低コストの土地や労働力を求め続けるため、その土地での経済活動に非効率性が生じると撤退する自由も存在する。

多くの過疎地域、とりわけ「基礎的条件の厳しい集

落」では、管理されない自然環境の荒廃が、鳥獣被害や自然災害をもたらし、人びとがその地で暮らし続けることを諦めさせているという現状もある。

管理が行き届かなくなった森林などの自然資源の活用について、環境省は第五次環境基本計画（2018年4月閣議決定）において、今後の目指すべき社会像として「地域循環共生圏」を掲げた。これは「各地域が地域資源を生かして自立・分散型の社会を形成すると同時に、地域間で補完し支え合うという考え方」（環境省、2018）で、地域雇用の創出や、災害時のエネルギー確保などを通して、国連「持続可能な開発目標」などの実現を目指すという事業である。農村地域の自然資源を活用し地産地消をすすめることで、域内での資金循環を促進し、地域経済活性化に着目している。また、農林水産省は、地域内の経済循環を高め雇用を創出するための事業を実施し、農村における地域内経済循環向上による取り組み事例についての調査を実施している。この点について中村（2011）は、企業誘致や過疎債に依存することなく地域間格差を縮小し得る自立策について、地域環境資源を活用した効果について実証分析を行い、その結果、地域間格差の是正、地域経済活性化、温室効果ガス削減につながることを示した。

2016年に「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決

*大阪健康福祉短期大学 地域総合介護福祉学科

定とともに打ち出された「地域共生社会」構想では、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」(厚生労働省)の実現を示し、その実現が市町村の努力義務となった。地域を基盤とする新たなシステムの構築に当たり、人々の居住の場である地域での暮らしを継続することは、過疎地域や生活維持困難な地域であっても、居住の権利として保障されなければならない。

(2) コモンズとコモンズの解体

Commonとは、「共通の」「共有の」という意味を持つ単語で、コモンズは、中世イングランドにおいて、耕作されていない土地や森林などにおいて、落葉などを利用する権利を指す「コモン」に起源をもつとされている。日本においては、「入会」がこれに当たる。

森林管理において井上(井上真, 2005)は、今後の日本における森林政策に必要な理念を「協治」であると説明している。「協治」とは、政府や地方自治体地球市民などの「様々な主体が協働して資源管理をおこなう仕組み」とし、「協治」を成立・発展させるための必要原則を「開かれた地元主義」と「かわり主義」であり、「これによって、「地元」の人々を尊重しつつ、地理的範囲を超える公共心をもった人々の参加が容認される」と主張した。

宇沢(2020)は、農村における農の営みの改編を主張している。宇沢が示す「農の営み」とは、「経済的、産業的範疇としての農業をはるかに超えて、すぐれて人間的、社会的、文化的、自然的な意味を」持ち、「人間が生きてゆくために不可欠な食糧を生産し、衣と住について、その基礎的な原材料を供給し、さらに、森林、河川、湖沼、土壌のなかに生存しつづける多様な生物種を守りつづけてきた」営みであり、「それは、農村という社会的な場を中心として、自然と人間との調和的な関わり方を可能にしてきた」ものであると述べている。一つの国が経済的、社会的、文化的に安定的に発展し、社会的安定性を維持するためには、農村の規模がある程度安定的な水準に維持されており、その国の人口の一定割合が農村で生活していることが不可欠であると述べている。農村から都市部への人口流出による「農の営み」の解体がなぜおこる

ことになったのか。その点について、宇沢は同書の中で、農業政策であることを示し、山岡(1977年)は、市町村合併や土地の私有地化にその要因を示した。共通点として、コモンズの解体が、当時の国策という外的要因によって、コモンズ内部の人々への不満や互いの関係性を薄めていったことが確認できる。

(3) 過疎地域におけるコモンズの再生

さらに宇沢は、過疎地域の多くを占める農村における農の営みⁱⁱⁱ⁾の改編を主張し、改編された新たな農村を一つの社会的共通資本と考えて、人間的に魅力のある、すぐれた文化、美しい自然を維持しながら、持続的な発展をつづけることができるコモンズの形成を主張した。また内田(2020, 4)は、コモンの価値について「『私たちの共有するこのコモンを、わたしたちで大切にしてください』」。「コモンの価値は、『私たち』という共同主義的な存在を立ち上げることにあった。」と述べている。

従来のコモンズ研究では、資源の過剰利用問題を取り上げていたことから、現在も資源が豊富な土地などの管理方法について論じた研究が多い。しかし、過疎地域の場合は、人口減少や高齢化による、利用(管理)されなくなった自然資源の利用(管理)のあり方が課題としてあげられる。先述の通り、入会地という皆の共有の財産であったコモンズが、現在では私有地化されたことによって管理ができていく状況にある。それは、土地権者の不在や不明、また高齢化による管理困難が生じているためである。それら私有地化されている山林などの地域資源を再び共有財化し、皆で管理することによって、新たな共同体の形成が可能になるのではないかということが本研究の始点である。野口(2018)は、かつての伝統社会に存在していた共同体内にある住民相互の助け合いなどの強い紐帯を超えて、より解放された共同体内での結びつきを「緩やかな紐帯」と表現し、現在に求められる新たな共同体のあり方を示している。一定の人口が農村に暮らすことによって一つの国が社会的安定性を維持する(宇沢, 2020)のであれば、人口減少下における過疎地域でのコモンズ再生には、今後は移住者や「関係人口」の存在にも注目しなければならない。

(4) 従来の住民以外の移住者や「関係人口」とのコモンズ

過疎地域における過少利用資源におけるコモンズ管理について、数理社会学者である中井（2014）は、過疎地域などにおいて、人口減少のために、管理や利用が適切に行われなくなった過少利用資源について、部外者との連携の必要性を論じている。さらに、資源利用において市場を介することで従来のコモンズ利用時よりも高い価値を生み出すことが、過少利用資源の共有財化の成功条件であることを示した。多くの過疎自治体が移住政策を柱に掲げている一方で移住者と従来の住民との軋轢等、関係構築上の課題も指摘されている。また、曾我（2019, 124-125）は、これまで人口が減少している地域の自治体では、移住政策などによる人口の量の増加を目標にしてきたが、今後は人口の質への理解が不可欠であると述べている。

(5) 本研究における「共助のしくみ」

人口の質を維持・向上を目指しつつ、共有財を皆で管理することによって生じる「協働」や住民の関係構築、相互扶助の営みと、皆で管理することによって得られた利益が住民の利益に還元されている現象を総じて、ここでは「共助のしくみ」と仮定義する。従って、本研究では、これまで私有財であった個人の財産管理でなく、自分の財産でもあり、同時に皆の財産でもある共有財を管理していくこと（資源の共有財化=コモンズ）を「土台」として捉え、その「土台」の上に「共助のしくみ」が構築されるものとして位置付ける。

2. 研究目的

本研究の目的は、島根県海士町での事例をもとに過疎地域における地域資源の共有財化政策による「共助のしくみ」の構築に関する要素を抽出することを目的

とする。

3. 定義

① コモンズ

本研究では、コモンズ概念を「地域資源の共有財化」と定義する。

② 地域資源

「平成27年度版環境白書」による下記の定義を使用する。

地域資源とは、「地域内に存在する資源であり、地域内の人間活動に利用可能な（あるいは利用されている）、有形、無形のあらゆる要素」。

II. 研究方法

1. 調査地域の概要

① 調査地域の概要

島根県海士町は、過疎地域に指定された隠岐諸島における離島の一つで、隣接する西ノ島町、地夫村と合わせた三町村を島前地域と呼ばれている。面積は33.4㎡、周囲89.1km。本土の松江市からはフェリーで約3時間の場所に位置する。人口は1950年の6,986人をピークに減少し続け、2005年には2,581人。2022年現在で2,273人（図1）である。

1999年以降、市町村合併が積極的に推進された時期（いわゆる平成の大合併）に、海士町は単独町制を敷くことを決断するが、その後地方交付税が大幅に削減され、2015年には「財政再建団体」となることが予測された。このような状況の中、町の存続を目指した「海士町自立促進プラン」が策定される。「海士町自立促進プラン」では、大きく「守り」と「攻め」の2つの政策を取った。「守り」は徹底した行財政改革、「攻め」では産業振興の推進である。行財政改革では当時の町長を筆頭に、町職員の給与



図1：人口推移

出所：2015年までの数字は国勢調査結果。2017年以降の数は、「しまねの郷づくり応援サイト」をもとに筆者作成。

カット（16～40％）を行い、産業振興では、新たな産業と雇用の場の創出による「外貨」獲得と第一次産業の復興を目指した。漁場従事者の多い海士町では、漁獲量が多くても本土への出荷するには、離島であるためにコストがかかる。漁港である鳥取県境港の市場に着くまでに時間と費用がかかり、商品価値を落とすというハンディがあったが、特殊凍結技術の開発により販売先の拡大が可能になった。これは地元の漁業従事者の収入を補完することを目的に開発された技術である。このような産業振興策に先駆けて1998年から実施されていた商品開発研修生制度による成功は、その後の新たな事業の創出に拍車をかけることとなる。商品開発研修生制度とは、「島にもともとある地域資源」^{iv)}の価値を再発見し商品化するために、島外からIターン者を受け入れ、町の臨時職員として受け入れる町独自の制度で、総務省による「地域おこし協力隊」の先駆ける事業と

して捉えることができる。現在では、商品開発研修生によって多くの商品が開発され、住民の雇用の場や新たな市場が形成されている。

② 歴史

1221年後鳥羽上皇、1332年後醍醐天皇が配流された島でもある。江戸時代には北前船の寄港地で、風待ちや物資の補給基地として、古くから「よそ者」を受け入れる文化が存在していた。毎年8月に開催される「きにゃもにゃ祭り」でうたわれる民謡は、北前船が運んできたとの説もある。

③ 人口

産業別人口の推移（図2、表1）及び産業別人口の増減率では、第1次産業従事者の減少率が最も高いことが分かる。

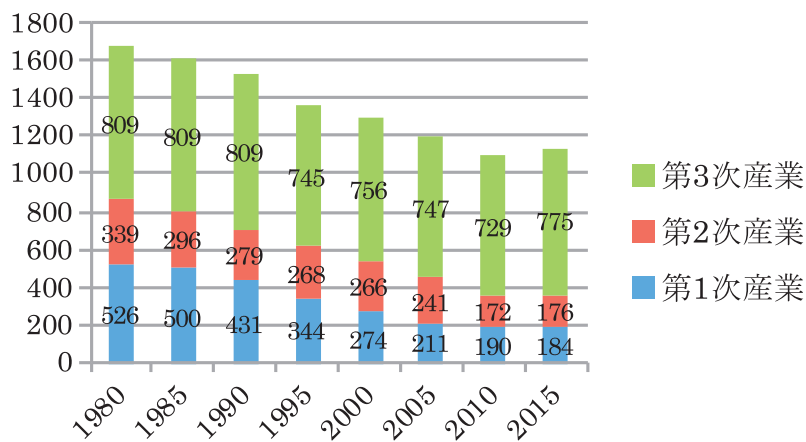


図2：産業別人口の推移（人）

出所：「2018海士町勢要覧資料編」をもとに筆者作成

表1：産業別人口の推移

| | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|-------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | 1980 | 1985 | 1990 | 1995 | 2000 | 2005 | 2010 | 2015 |
| 第1次産業 | 526 (31.4%) | 500 (31.2%) | 431 (28.4%) | 344 (25.4%) | 274 (21.1%) | 211 (17.6%) | 190 (17.4%) | 184 (16.2%) |
| 第2次産業 | 339 (20.3%) | 296 (18.4%) | 279 (18.4%) | 268 (19.7%) | 266 (20.5%) | 241 (20.1%) | 172 (15.8%) | 176 (15.5%) |
| 第3次産業 | 809 (48.3%) | 809 (50.4%) | 809 (53.3%) | 745 (54.9%) | 756 (58.3%) | 747 (62.3%) | 729 (66.8%) | 775 (68.3%) |
| 合計 | 1674 (100.0%) | 1605 (100.0%) | 1519 (100.0%) | 1357 (100.0%) | 1296 (100.0%) | 1199 (100.0%) | 1091 (100.0%) | 1135 (100.0%) |

出所：「2018海士町勢要覧資料編」をもとに筆者作成

年齢別人口数は表2の通り。なお、構成割合は、年少人口10.5%、生産年齢人口50.5%、高齢人口39.0%である。

表2：年齢別人口（人）

| 区分 | 男 | 女 | 総数 | 再掲 |
|-------|-----|-----|-----|------|
| 0～4 | 51 | 42 | 93 | 246 |
| 5～9 | 43 | 41 | 84 | |
| 10～14 | 29 | 40 | 69 | |
| 15～19 | 67 | 76 | 143 | |
| 20～24 | 26 | 25 | 51 | 1189 |
| 25～29 | 43 | 35 | 78 | |
| 30～34 | 50 | 60 | 110 | |
| 35～39 | 59 | 52 | 111 | |
| 40～44 | 67 | 51 | 118 | |
| 45～49 | 49 | 43 | 92 | |
| 50～54 | 59 | 45 | 104 | |
| 55～59 | 90 | 87 | 177 | |
| 60～64 | 107 | 98 | 205 | |
| 65～69 | 117 | 104 | 221 | |
| 70～74 | 79 | 93 | 172 | 918 |
| 75～79 | 74 | 89 | 163 | |
| 80～ | 115 | 247 | 362 | |

出所：平成27年国勢調査より筆者作成

1995年からの人口動態（表3）では、2013年以降増加していることがわかる。自然減より社会減が高い。

表3：人口動態

| 区分 年次 | 自然動態 | | | 社会動態 | | |
|----------|------|----|-----|------|-----|-----|
| | 出生 | 死亡 | 増減 | 転入 | 転出 | 増減 |
| 1995 | 15 | 50 | -35 | 104 | 114 | -10 |
| 1996 | 20 | 32 | -12 | 82 | 111 | -29 |
| 1997 | 18 | 36 | -18 | 98 | 102 | -4 |
| 1998 | 14 | 36 | -22 | 92 | 98 | -6 |
| 1999 | 10 | 42 | -32 | 91 | 111 | -20 |
| 2000 | 18 | 36 | -18 | 93 | 124 | -31 |
| 2001 | 12 | 41 | -29 | 112 | 117 | -5 |
| 2002 | 13 | 41 | -28 | 108 | 111 | -3 |
| 2003 | 7 | 39 | -32 | 86 | 118 | -32 |
| 2004 | 9 | 50 | -41 | 98 | 105 | -7 |
| 2005 | 10 | 36 | -26 | 116 | 86 | 30 |
| 2006 | 15 | 36 | -21 | 91 | 134 | -43 |
| 2007 | 9 | 34 | -25 | 106 | 107 | -1 |
| 2008 | 20 | 46 | -26 | 75 | 91 | -16 |
| 2009 | 11 | 39 | -28 | 108 | 95 | 13 |
| 2010 | 10 | 34 | -24 | 132 | 112 | 20 |
| 2011 | 16 | 41 | -25 | 76 | 103 | -27 |
| 2012 | 10 | 33 | -23 | 118 | 101 | 17 |
| 2013 | 17 | 45 | -28 | 170 | 101 | 69 |
| 2014 | 19 | 38 | -19 | 123 | 115 | 8 |
| 2015 | 18 | 33 | -15 | 133 | 120 | 13 |
| 2016 | 19 | 33 | -14 | 115 | 126 | -11 |
| 2017 | 14 | 36 | -22 | 141 | 147 | -6 |

出所：島根県海士町「2018海士町勢要覧資料編 DATAFILE」より抜粋

UIターン者数は、図3に示した。2014年以外の年では20名を上回り、2017年から2019年までは増加している。1980年には第1次産業人口が第3次産業人口を下回っており、以降この差は拡大している。

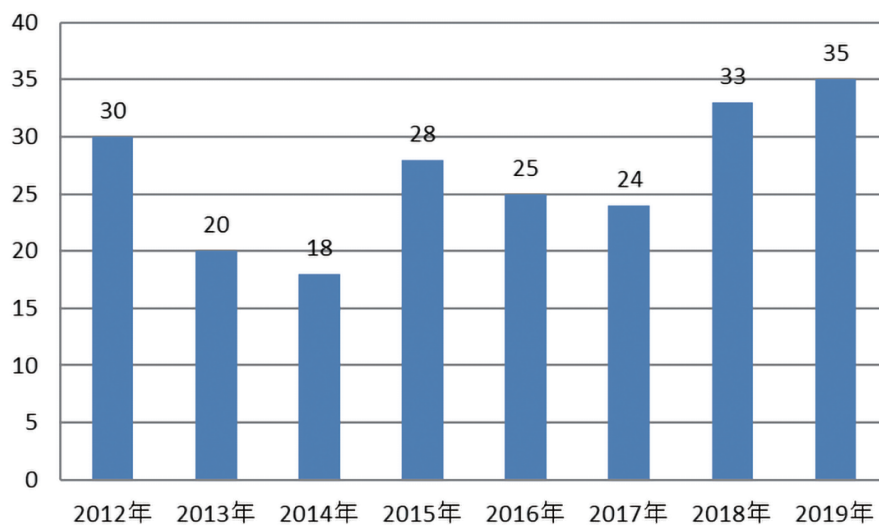


図3：UIターン人口の推移（人）

出所：「令和3年度隠岐島の現況」をもとに筆者作成

2. 調査地域選定理由

本研究において、海士町を調査対象地として取り上げる理由は、①地域資源の共有財化を行政政策によって進めたことである。これは、山本ら（2020）が示したミュニシパリズムが存在していることが確認できるためである。②本土と比較して離島では販売コストがかかるが、海士町では技術（CAS）によってコスト削減ができていて、③商品開発研修生という従来の住民以外が共有財の開発や管理に加わっていること、このような理由から、本地域を調査対象地として選定した。

3. 調査方法

海士町の地域資源を生かした行政政策を把握するために、海士町ホームページに掲載されている資料より概要を把握した。具体的内容は、行政職員からのヒアリングにより把握した。

地域資源の管理・開発方法及び効果について、行政職員1名、就労継続支援B型事業所所長よりヒアリングを行った。

ヒアリング調査は、2021年6月30日～7月1日に実施。

4. 分析方法

ヒアリングの記録は、調査対象者の同意を得て、ボイスレコーダー及び筆記により行った。ヒアリング終了後、内容を整理・再構成し、分析をおこなった。分所は、①海士町の地域資源の共有財化のコモンズ成功条件（過少利用資源の成功条件）との比較、②資源の共有財化が住民の収入補填につながったのか、③「共助のしくみ」の構築に関する要素を考察することの3点を分析視点とした。

①については、自然資源の共有管理が存続する条件（コモンズ成功条件）として、政治学者ostrom（1990）が示した条件及び中井（2014）によるコモンズの過少利用資源管理の成功条件に照らし合わせ、コモンズ成功条件を満たしているのかについて考察した。

ostrom（1990）が示した条件

(1) コモンズの境界が明確に定義されていること、(2) 地域の条件に応じて利用（便益）と労働提供（公共財配給）が適切に調和するようなかたちでルールが定められている事、(3) ルールによって影響を受ける

人自身がルールを修正できるという意味で集合的選択が可能であること、(4) モニタリングが行われていること、(5) 段階的なサンクションが行われている事、(6) 紛争解決メカニズムが備わっていること、(7) 利用者自身が制度を設計するという権利が外部から侵害されないこと、(8) コモンズに関わる意志決定が入れ子状に組織化されていること

中井（2014）が示した条件

(1) 移住者の存在があること、(2) 従来のコモンズを上回る価値が生み出されていること、(3) 市場が介されていることした。

本調査では、クロモジの木という自然資源が共有財化されているのかについて、ostrom及び中井の条件を含めたヒアリングを行った。ヒアリング項目は表4の通り。

表4：「ヒアリング項目」

| ヒアリング項目 | | |
|---------|-----------------------|--------------------------------|
| 1 | 基本事項 | 資源管理・開発者 |
| 2 | | 利用資源 |
| 3 | | 資源のものの管理者 |
| 4 | | 資源開発の理由 |
| 5 | | 資源利用に関わった人物 |
| 6 | 行政との関係 | ①行政がどのような関わり方をしたのか |
| 7 | | ②開発のための費用負担 |
| 8 | | ③利益配分 |
| 9 | | ④開発に係る協定内容（メンバーによる制度設計）(o) |
| 10 | | ⑤開発・利用に係る規制（メンバーによる外部からの侵害）(o) |
| 11 | 住民の関与 | 住民の意見はどのように反映されていたのか |
| 12 | | 住民の権利 |
| 13 | | 住民はその資源を自由に使えるか |
| 14 | 資源管理・利用ルール | ⑤資源利用のためのルールの有無 (o) |
| 15 | | ⑥資源利用のためのルール（協定内容）修正の可能性 (o) |
| 16 | | ⑦資源利用のためのルール違反者に対する制裁有無 (o) |
| 17 | | ⑧資源利用メンバーの権利 |
| 18 | | 資源利用のモニタリングが行われている (o) |
| 19 | 資源利用に関する意思決定が組織的か (o) | |
| 20 | 資源の利用方法 | 資源利用に対する規制があるか |
| 21 | | コモンズの境界は明確か (o) |
| 22 | 過少利用資源の成功条件 | 資源の利用に関して島外者の関与があるか (中) |
| 23 | | 従来のコモンズを上回る価値が生まれたか (中) |
| 24 | | 市場が介されたか (中) |

筆者作成

（表中、(o) の表記はostromによるコモンズ成功条

件を表している。(中)の表記は中井による成功条件を表している。表記のないものは、筆者独自に考えたヒアリング項目である。)

②については、地域資源を活用した事業実績及び補助金及び事業目的などの資料及びヒアリング結果を用いて考察する。

③については、地域資源の共有財化が「共助のしくみ」の構築に結びつく要素を抽出する。

Ⅲ. 結果

1. 自然資源の共有財化による海士町独自施策

① 地域資源の共有財化による海士町独自施策

表5：地域資源の共有財化による海士町独自施策一覧

| | (有) 隠岐潮風ファーム | (株) ふるさと海士CAS凍結センター※1 | (株) ふるさと海士海士御塩司所 | 海士いわがき生産 (株) |
|-------------|--|---|--|---|
| 共有財化された地域資源 | 遊休農地 | 水産資源CAS技術 | 海水 | いわがき |
| 整備目的 | 民間企業の農業参入により ①遊休農地の有効活用 ②担い手不足の解消 ③地域農業活性化 ④雇用創出 | 海士町で取れる農水産物を加工し、特殊冷凍(CAS)しブランド化の確立と外貨獲得 | ①天然塩を生産し、収益確保と雇用創出 ②塩づくりの学習施設として活用し、都市との交流を図る | 特産品いわがきのブランド化 種苗生産から養殖、出荷の共同作業化による安定生産と安定供給システムの構築 |
| 事業内容 | 畜産、堆肥の製造 | 農水産物の加工・販売 | 天然塩の生産 | 特産品いわがきのブランド化 |
| 事業費(円) 総額 | 193,908,000 | 829,102,000 | 179,648,000 | 70,000,000 |
| 補助金(国) 総額 | 0 | 207,275,000※2 | 44,912,000※2 | 42,000,000※2 |
| 補助金(県) 総額 | 80,369,000 | 0 | 0 | 0 |
| 補助金(町) 総額 | 0 | 20,727,600 | 44,912,000 | 28,000,000 |

※1 CAS (Cells Alive System)とは：磁場エネルギーで細胞を振動させることで、細胞組織を壊すことなく凍結させることのできる画期的なシステム (海士町ホームページより)

※2 補助率 5/10

出所：海士町施設概要 (2019.8) 資料をもとに筆者が作成

② 各事業における販売実績

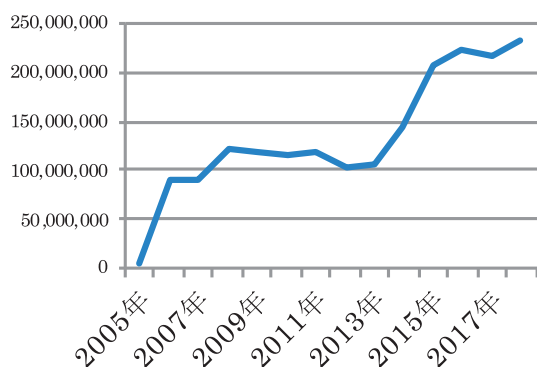


図4：隠岐牛購入価格の推移

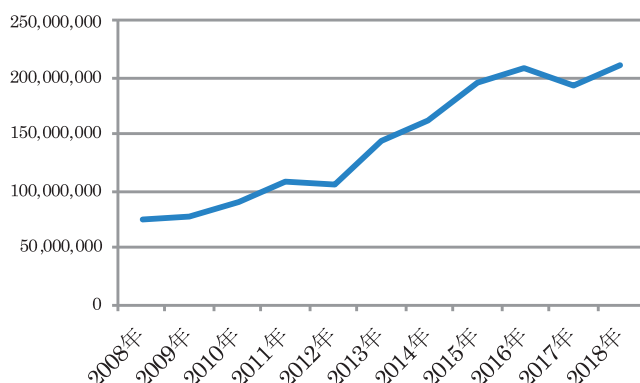


図5：CAS加工品販売実績の推移

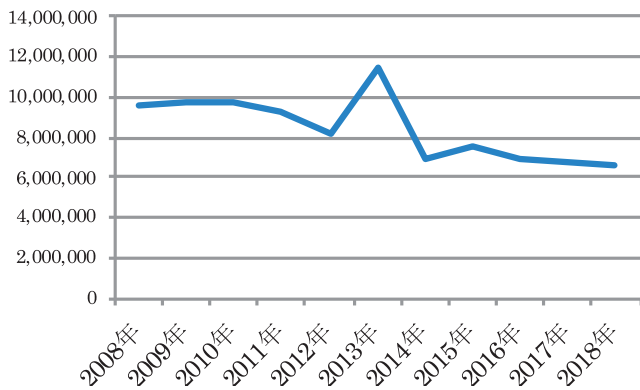


図6：天然塩販売実績の推移

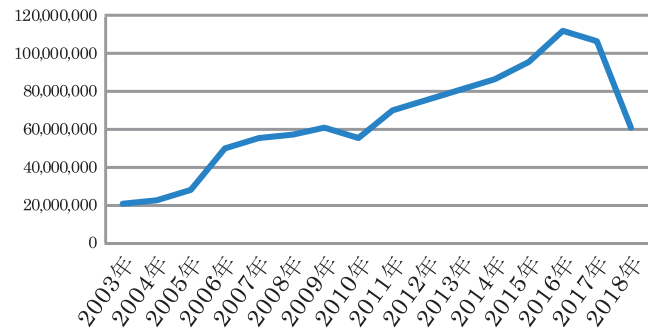


図7：いわがき販売実績の推移

(図4～7) 出所：「海士町施設概要(2019.8)資料」をもとに筆者が作成

③ 農業従事者の雇用創出と生活保障対策（地方創生加速化交付金事業）

（株）隠岐潮風ファームは、2004年、海士町が構造改革特区として認定された「潮風農業特区」に地元企業による新規事業として、有限会社隠岐潮風ファームが設立される。農地法の規制緩和を受け、公共事業が減少したことにより存続が厳しくなっていた建築業経営者が農業（畜産、堆肥などを含む農業全般）に参入する。特に、畜産部門の「隠岐牛」の生産では、遊休農地を借り受けて、飼料作物の生産から、「隠岐牛」繁殖から肥育までの一貫経営を行っている。売上を伸ばしたことから、隠岐牛の担い手としてIターン者3家族が移住。島外の建設業者4社が畜産に加わったことにより、町内での堆肥製造も可能になり、島で縦貫完結する有機農業への取り組みが行われている。

④ 漁業従事者への雇用創出と生活保障対策（地方創生加速化交付金事業）

島の基幹産業であった漁業対策では、漁業従事者の減少にともなう後継者育成と現在漁業の従事している者の生活支援を目的とした第1次産業の再生のため、様々な政策が講じられた。凍結技術を導入した農林水産物加工施設（CAS凍結センター）を整備し、その後第三セクター「ふるさと海士」を立ち上げ、運営を開始。この技術を使用し、岩ガキやイカなどを生産し、外貨を獲得している。商品売り上げも増加している。特に、岩ガキの養殖では、2006年に海士いわがき生産株式会社を設立し、国内及び海外へ市場を拡大している。

⑤ これらの事業に共通する事項

（株）隠岐潮風ファームの遊休耕地、（株）ふるさと海士の海水は、商品化されなければ収益のない自然資源である。これら4事業いずれもが自治体により事業化され、外貨獲得のための事業になっている。収益がコモンズ構成主体である担い手、第一次産業従事者、自治体、組織に還元されるシステムとして捉えることができる。

CAS技術ではISO22000を取得済みで、この技術の導入によって販売コストが削減され、海外への販路拡大も実現し、技術開発前よりも多くの収入を得られるようになっている。

2. 商品開発研修生、住民、就労継続支援B型事業所利用者及び職員、土地権者（住民）、自治体による地域資源開発から商品化

① 商品開発研修生と就労継続支援B型事業所による山林資源の活用

もともと島に古くから自生しているクロモジの木（クスノキ科の落葉低木樹。島では「ふくぎ茶」として親しまれている）の枝や葉は、飲用茶として島民の間で親しまれていた。商品開発研修生が商品化を発案し、就労継続支援B型事業所で製造し、販売を行っている。

② 地域資源（クロモジの木）の共有財化とコモンズ成功条件との比較

表6：ヒアリング結果

| ヒアリング項目 | | ヒアリング結果 | |
|---------|-------------|--------------------------------|---|
| 1 | 基本事項 | 資源管理・開発者 | 開発者は、商品開発研修生（関係人口） 管理は、就労継続支援B型事業所職員及び利用者、行政職員、所有者 |
| 2 | | 利用資源 | 山に自生するクロモジの木 |
| 3 | | 資源のものの管理者 | 個人（私有地） |
| 4 | | 資源開発の理由 | 地域資源の開発（行政政策） |
| 5 | | 資源利用に関わった人物 | もともと海士町が実施していた商品開発実習生の発案で始まった。 |
| 6 | 行政との関係 | ①行政がどのような関わり方をしたのか | 施設自体は町の指定管理。開発に必要な経費は町の補助金で行っている。商品開発実習生も町の事業。 |
| 7 | | ②開発のための費用負担 | 町の補助金 |
| 8 | | ③利益配分 | 利用者の賃金 |
| 9 | | ④開発に係る協定内容（メンバーによる制度設計）(o) | とにかく決まりごとは先に作らずに、まずはやってみる。 |
| 10 | | ⑤開発・利用に係る規制（メンバーによる外部からの侵害）(o) | なし |
| 11 | 住民の関与 | 住民の意見はどのように反映されていたのか | 住民が後から協力してくれた |
| 12 | | 住民の権利 | 特になし |
| 13 | | 住民はその資源を自由に使えるか | 基本的には所有者のみ |
| 14 | 資源管理・利用ルール | ⑤資源利用のためのルールの有無 (o) | 私有地を勝手に使用することはできないが、許可のもとで自由に伐採できる |
| 15 | | ⑥資源利用のためのルール（協定内容）修正の可能性 (o) | 私有地を所有している人が島外に出たり、孫の代が管理していたりするため、むしろ山の管理を兼ねてクロモジを伐採することが喜ばれている |
| 16 | | ⑦資源利用のためのルール違反者に対する制裁の有無 (o) | なし |
| 17 | | ⑧資源利用メンバーの権利 | 権利という強い規制はない |
| 18 | | 資源利用のモニタリングが行われている (o) | ない |
| 19 | | 資源利用に関する意思決定が組織的か (o) | なし |
| 20 | 資源の利用方法 | 資源利用に対する規制があるか | 規制はないが、資源を枯渇させず再利用するため、一定範囲での伐採が終了すると別の場所に移っている |
| 21 | | コモンズの境界は明確か (o) | クロモジの木がある範囲ではあるが、必ずしも明確ではない。範囲は町外を超えない |
| 22 | 過少利用資源の成功条件 | 資源の利用に関して島外者の関与があるか(中) | あり。商品開発研修生 |
| 23 | | 従来のコモンズを上回る価値が生まれたか(中) | 土地所有者は土地整備をしてくれることを喜んでいる 製造者としての就労継続支援B型事業所利用者は工賃アップ 商品開発研修生はやりがい |
| 24 | | 市場が介されたか(中) | 市場が生まれた |
| 25 | その他 | | |

筆者作成

(表中の()は、表5の注に同じ)

コモンズの境界は、クロモジの木のみを資源として使用するため、木が自生している場所すべてが対象となっている。ただし、当然、土地区分ごとに所有者は存在している。山林は、分割された私有地であるため、行政から所有者に許可を得て使用している。使用者は、管理の行き届かなくなった山林管理や有効利用に好意的である。資源の利用は、山林所有者、行政、

就労継続支援B型事業所職員及び利用者、商品開発協力者によって行われているが、今のところ所有者と使用者の間での問題は生じていない。ただし、問題が生じた場合の解決メカニズムは備わっていないため、所有者からの苦情が出るなどの問題が生じた場合は、解決策が求められる。

資源の利用に関しては所有者への利用料は発生して

なく、開発に必要な経費は町の補助金で行っている。使用に関するルールは設けられていない。自生している土地の整備は就労継続支援B型事業所、行政職員、周辺に居住している地域住民が関わる。住民は自主的に伐採作業にも協力し、ボランティアで手伝うこともある。所有者は島外に出ていたり、孫世代が管理するなど、管理が行き届かなかったため、山林管理を兼ねた木の伐採や道の整備は喜ばれている。資源の大量伐採等の乱用は行われず、再利用できるよう、木を枯れさせない程度の伐採が行われる。一定の範囲での伐採が終了すると同じ山林の中の他の土地での伐採を行う。

もともと、住民の間でのみ利用されていた資源であるが、商品開発研修生制度に参加した移住者によって商品化に至る資源として発見され、商品は島内外で販売され市場が形成された。町内3つの営利企業が販売。販売価格も企業が決定している。商品化による資源価値は、従来の価値を上回っていると考えられる。

利用者全員の工賃アップにつながったことは、利用者のモチベーションの向上にもなり、利用者の収入の安定や、島の特産品を作ることへの誇りが生まれたこと、また生活リズムの改善などに繋がっているという。利用者は一つ一つの作業を丁寧に行い、それぞれが自然発生的に役割分担している。

資源伐採に関する所有者への許可と調整は町が行う。伐採作業が困難な島内外の所有者は、資源の使用を許可し、伐採作業は資源使用者の就労継続支援B型事業所や行政職員が行う。

商品化には、資源所有者、町、Iターン者、就労継続支援B型事業所が関わり、外貨合わせて2006年30万円、2002年140万円、2008年200万円の売り上げがあり、利用者14名全員の工賃がアップ（製造前2万円から4万円）した。商品化のキーパーソンは商品開発実習生であった。所有者が不在または高齢化により、荒廃していた山林からクロモジの木を伐採し商品化するにあたり、伐採許可を町が所有者に取っている。所有者への売り上げの配分はない。

IV. 考察

1. 地域資源の共有財化とコモンズ成功条件（過少利用資源の成功条件）との比較

コモンズ過少利用資源の成功条件として①移住者の存在があること、②従来のコモンズを上回る価値が生

み出されていること、③市場が介されていることである。①については、(株) 隠岐潮風ファームでは、もともと自治体主導で始めた事業であったが、担い手としてIターンの移住者が加わっている。海士町では、商品開発研修生制度が地域資源の共有財化に大きく関与していることが明らかである。②について、商品開発されなければ経済的価値がなかった資源（共有財化された遊休農地や海水、クロモジの木）がその後どれもが売り上げを伸ばしている。経済的価値に加えて、都市との交流や就労支援事業所利用者の生きがい、都市との交流など新たな価値を生み出したことが確認できる。③について、どれもが市場の形成に至った。地域資源の共有財化の目的が産業振興や収入増であったことから、これについては当然の結果だと言える。

2. 資源の共有財化が住民の収入補填につながったのか

図4～7の通り、本調査で取り上げたすべての事業において販売実績は上がっている。具体的に住民への利益還元額を示すまでには至らなかったが、収入補填につながっている。上記1と同様に、これについても当然の結果と言ってよい。

3. 「共助のしくみ」の構築をする要素として考えられること

海士町では、自治体が地域資源の共有財化政策を推進主体となり、事業発足後は、自治体が調整役として関わっている。クロモジの木の共有化から分かることは、商品開発研修生、就労継続支援B型事業所職員及び利用者、土地権者（住民）、自治体それぞれの間で資源管理（伐採から販売まで）のいずれかの過程において試行錯誤しながら資源の活用方法についての話し合いが民主的に行われていることである。また、地域資源を「自分たちの島の宝」としてそれぞれが共有することによって、地元への帰属意識、誇りの形成、良い商品をつくるという目的意識の共有化が図られている。また、クロモジの木が自生している森林の土地権者（住民）は、伐採を無条件で許諾していること、自治体が資源の開発を商品開発研修生や就労継続支援B型事業所職員・利用者の手に委ねていること、就労継続支援B型事業所職員・利用者が試行錯誤しながらも、ともに商品開発を進めて行ったことから、そこには互いに信頼関係が築かれていたと言えるのではないかと。

ただし、もともと海士町は住民相互の結びつきが強い地域であったことを考えると、すでに信頼関係ができていたと捉えることもできる。

V. 結論

これらのことから、地域資源の共有財化を通して構築される「共助のしくみ」には、住民主体の政策、コモンズ推進主体者への利益の還元、民主的な話し合いの場、地元への帰属意識、自身への誇りが形成されること、目的意識の共有化が構成要素として考えられる。

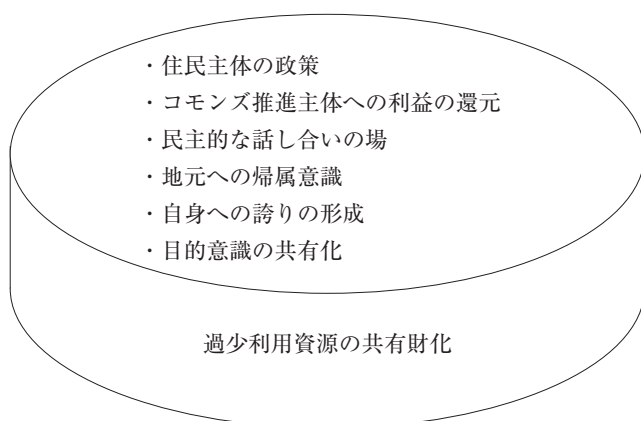


図8：「共助のしくみ」の形成に必要な構成要素

筆者作成

多くの過疎地域においては、人口減少における財政悪化と住民サービスの低下、そのことがさらなる人口減少を招くという悪循環が生じている。これまでの新自由主義路線を前提にした過疎対策では、労働の場を求めた住民の都市部への人口流出に歯止めをかけることは困難であった。そのことは、従来から存在する地域文化や人々の結びつき、共同体としての生活の支え合いすらも希薄化させ、共に助け合いながらその地で居住し続ける権利を保障することも困難な状況を招いた。

先行研究からも明らかになっている通り、国策によるコモンズ解体によって、人口及び経済的地域間格差が生じているとすると、新たなしくみの構築が必要になる。それは地産地消の経済システムであり、過疎地域においては豊富にあるが管理が困難な地域資源の活用を通して行われる資源の共有財化であると考えている。本研究では、海士町の事例からコモンズ内部に存在する「共助のしくみ」の構成要素を抽出することができた。

VI. 本研究の課題

本研究では、海士町における「共助のしくみ」の形成に必要な構成要素について考察できたものの、「共助のしくみ」を概念化するまでに至っていない。コモンズの帰結点が住民の尊厳ある暮らしを住み慣れた地域で実現することだとすれば、コモンズ内部に存在しているであろう「共助のしくみ」は何を指すのかという点を明らかにしなければならない。今後は、地域資源を共有財化しているさらに多くの事例を検証し、「共助のしくみ」を概念化する必要がある。

- i) 地域資源について、本研究では、「平成27年度版環境白書」に示された定義を用いる。地域資源とは、「地域内に存在する資源であり、地域内の人間活動に利用可能な（あるいは利用されている）、有形、無形のあらゆる要素」と定義されている。地域資源を、地域条件、自然資源、人文資源、特産的資源、中間生産物に分類している。
- ii) 過疎法は、「過疎地域対策緊急措置法」、「過疎地域振興特別措置法」、「過疎地域活性化特別措置法」、過疎地域自立促進特別措置法」を指す。2021年に制定された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」は、法施行後に過疎地域に与えた結果が推測できないため、本研究の対象としていない。
- iii) 宇沢（2020、67）は、農の営みを、「経済的、産業的範疇としての農業をはるかに超えて、すぐれて人間的、社会的、文化的、自然的な意味を」持ち、「人間が生きてゆくために不可欠な食糧を生産し、衣と住について、その基礎的な原材料を供給し、さらに、森林、河川、湖沼、土壌のなかに生存しつづける多様な生物種を守りつづけてきた」営みであり、「それは、農村という社会的な場を中心として、自然と人間との調和的な関わり方を可能にしてきた」と述べている。
- iv) 海士町では、これを「宝の山」と呼んでいる。

参考・引用文献

- Elior Ostrom (1990), 「governing the commons」, the evolution of institutions for collective action Cambridge University Press kindle ペーパーバック
- Garrett Hardin (1968), 「The Tragedy of the Commons」 No. 13
- https://pages.mtu.edu/~asmayer/rural_sustain/governance/Hardin%201968.pdf 引用日 2020. 3. 6

- 井上真 (2005), 「森林コモンズの価値: 『永続可能な社会』のための学校」『森林研究』43
- 宇沢弘文 (2020), 「社会的共通資本」, 岩波新書
- 内田樹 (2020. 4) 『コモンの再生』, 文藝春秋 小田切徳美 (2014) 「農山村は消滅しない」, 岩波書店
- 内山節・竹内静子 『往復書簡 思想としての労働』農山漁村文化協会, 1997
- 指出一正 (2017) 『ぼくらは地方で幸せを見つける』ポプラ社
- 曾我謙悟 (2019) 「日本の地方政府-1700自治体の実態と課題」, 中公新書
- 林雅秀, 金澤悠介 (2014) 「コモンズ問題の現代的変容-社会的ジレンマ問題をこえて-」17 『理論と方法』Vol.29, 251
- 中井豊 (2014: 57-72) 「コモンズの悲劇からの脱出-地域と社会的企業家のシナジー-」『シナジー社会論-他者とともに生きる-』東京大学出版会
- 中村良平 (2011) 「環境・地域経済両立型の内省的地域格差是正と地域雇用創出, その施策実施に関する研究」28
- 野口定久 (2022) 「日本居住福祉学会の20年を振り返る」『居住福祉研究 32』, 東信堂
- 野口定久 (2018) 「ゼミナール地域福祉学 図解でわかる理論と実践」, 中央法規出版社
- 早川和夫・野口定久・武川正吾編 (2002) 『居住福祉学と人間』三五館
- 山岡義明 「入会地の解体に関する歴史地理学的研究-奈良県北部の一入会地を例として-」人文地理 29-3, 1977年
- 山本隆, 山本恵子 (2020), 「福祉コモンズと社会的企業」『Human welfare』第12巻, 第1号 29-44
- 「2018海士町勢要覧資料編」<http://www.town.ama.shimane.jp/about/pdf> 引用日 2021. 7.20
- 海士町 (2015年, 13) 「ないものはない~離島からの挑戦~最後尾から最先端へ~ (2014. 4. 1 改定)」<http://www.town.ama.shimane.jp/contact/files/> 引用日 2021. 7.20
- 環境省 (2015) 『循環型社会白書/生物多様性白書 (平成27年版)』内閣官房・内閣府総合サイト地域創生 海士町事例 引用日 2022.10.29 https://www.chisou.go.jp/sousei/case/chihou_sousei/ijyu_jirei_12.pdf
- 「人と自然をつなぐ島隠岐ユネスコ世界ジオパーク」<http://www.oki-geopark.jp/episode/lifestyle/history/kitamae-bune/> 引用日 2022. 5.10
- 島根県海士町 「2018海士町勢要覧資料編 DATAFILE」<http://www.town.ama.shimane.jp/about/tokei/post-11.html> 引用日 2022. 5. 10
- 「しまねの郷づくり応援サイト」<https://satodukuri.pref.shimane.lg.jp/www/index.html> 引用日 2022. 9. 8

A System of Mutual Assistance through Joint Management of Local Resources: A Case Study of Common Regeneration in Ama Town, Shimane Prefecture

Katata Chisa*

Abstract

The purpose of this study was to extract the components of the "mutual assistance mechanism" based on the policy of common goods of local resources in depopulated areas based on the case of Ama Town, Shimane Prefecture.

To this end, Ama Town, a remote island designated as a depopulated area, was selected as the target of the survey, and a hearing survey and a survey using existing materials were conducted. A sense of belonging to the local community, the formation of one's own pride, and the shared sense of purpose were extracted as components.

Keywords: Commons, Depopulated areas, Mechanism of mutual assistance, Local resources Shared goods

*Osaka College of Social Health and Welfare, Department of Comprehensive Community Care and Welfare

